

愛知産業大学短期大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法と学校教育法に基づき、一般教養および専門の学問、技術を教授研究し、実社会に適応できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成し、もって地域社会の教育、学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員並びに教育研究の目的)

第2条 本学に設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
通信教育部		
国際コミュニケーション学科	600人	1,200人

2 前項の学科の教育研究の目的は、次のとおりとする。

英語等の語学力、国際ビジネス、あるいは日本を含めたさまざまな国の文化や歴史など、国際コミュニケーションに必要な多様な知識を教授し、国際的に活躍できる人材の育成を目指す。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学選考料及び授業料等を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第8条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第9条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第10条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前項の換算認定された授業科目及び修得単位数は、卒業所要単位数に算入する。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第11条 本学は、学生が本学入学前に短期大学又は大学において授業科目を履修し、もしくは、第22条に規定する短期大学又は大学以外の教育施設等における学修をし、新たに本学に入学した学生については、当該短期大学又は大学等において履修した授業科目を本学における授業科目の履修とみなし、転入学の場合を除き、本学で修得した単位数以外のものについては、第21条第1項及び第22条に定める単位数と合わせて30単位を越えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の場合において、第21条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 疾病その他やむを得ない事由により6か月以上修学することが困難と認められる者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第14条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第15条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第14条第2項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

(復籍)

第17条 前条第2号から第4号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て復籍させることができる。

2 復籍に関する規定は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目、及び専門科目とする。

2 授業科目及び単位数等は別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 印刷教材による授業科目(以下「通信授業」という。)は、45時間の学修を必要とする教材の学修をもって1単位とする。

(2) 面接授業の科目は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、実技、実験および実習については、30時間の実技、実験および実習をもって1単位とする。

(体育実技の履修方法等)

第20条 本学は、体育実技について本学で実施する体育実技の授業のほか、短期大学教育に相当する水準を有すると認める時は、学生が他の短期大学等が行う計画的かつ継続的な体育実技を学修することを認め、これを本学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の専攻科、高等専門学校又は専修学校の授業科目の履修等文部科学大臣が定める学修(平成3年文部省告示第69号)を、本学における授業科目の履修とみなし、当該教育施設等において修得した単位を、前条第1項及び第2項に定める認定単位と合算して30単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第23条 第11条、第21条第1項及び前条の規定により本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第21条第2項に定める単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(学習指導)

第24条 通信授業は、教材の配布、質疑応答、添削指導その他適当な方法によって行う。

2 面接授業の授業科目および時期等については、別に定める。

(試験実施)

第25条 授業科目の試験は、原則として筆記試験とする。

2 通信教育による授業科目の終末試験は、所定のレポートを提出し合格した者に限り、これを受けることができる。ただし、面接授業による授業科目の試験についてはこの限りではない。

3 止むを得ない理由により、前項の終末試験が受験できなかった場合は、追試験を受けることができる。

4 試験が不合格の場合は、再試験を受けることができる。

5 再試験による学修の評価は、最高60点とする。

6 前各項の規定にかかわらず特別の事情があると認められるときは特別の課題に対する評価をもって試験に代えることができる。

(成績評価)

第26条 試験の評価は、各授業科目とも100点を満点とし、90点以上を秀(S)、80点以上を優(A)、70点以上を良(B)、60点以上を可(C)、60点未満を不可(F)とし、可以上を合格とする。

(単位授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定める単位数を修得しなければならない。

(卒業及び学位授与)

第29条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学の学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

国際コミュニケーション学科 短期大学士(文学)

第7章 学費

(学費)

第30条 通信教育部の学費を別表3のとおり定める。

2 第1項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。

(学費の納入区分)

第31条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、学生の希望により分納を認めることができる。

(学費の取扱)

第32条 納入した入学選考料および授業料等は原則として返還しない。ただし、入学辞退者については別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第33条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第34条 通信教育部に、部長その他必要な職員をおくことができる。

第9章 教授会および通信教育委員会

(教授会)

第35条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第36条 教授会は学長及び専任の教授をもって組織する。ただし学長が必要と認めた場合は、専任の准教授、講師及び助教、その他学園の職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第37条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故のあるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第38条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第39条 教授会は学長の諮問に応じ、次に係る重要な事項を審議する。

- (1) 学則に関する事項
- (2) 教育課程及び授業に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学、除籍及び卒業に関する事項
- (4) 試験及び成績に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 教員の研究等に関する事項
- (9) その他大学の運営に関し学長が必要と認めた事項

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第41条 本学に通信教育委員会をおき、通信教育部の運営に関する事項を審議する。

第42条 通信教育委員会は、通信教育部に関する事項について、教授会を代行することができる。

第43条 通信教育委員会は、学長、通信教育部長、及び予め学長が指名した者をもって構成する。

第10章 科目等履修生、特別聴講生及び特修生

(科目等履修生)

第44条 本学において本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第45条 本学と他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議により、当該短

期大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特修生)

第46条 第6条の一に該当しない者で入学を希望する者は、特修生として入学を許可することができる。特修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第48条 学則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第49条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は必要に応じ公開講座を開設することができる。

第13章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第50条 本学の教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学は、本学教職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

3 自己点検及び評価に関して必要な事項については、別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第51条 学生は、本学図書館に備付けの図書を活用することができる。

2 前項の手続については、別に定めるところによる。

第15章 教育職員免許

(教育職員免許)

第52条 教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

国際コミュニケーション学科 中学校教諭 二種免許状 英語

(教職に関する専門教育科目)

第53条 本学における教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度、昭和62年度入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第28条の検定料等の金額及び第29条授業料の納入期を除き、昭和63年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第2条の学生定員は平成2年度から平成10年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平成2年		平成3年~平成10年		平成11年	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科	225	375	225	450	150	375
経営専攻	75	125	75	150	50	125
情報専攻	150	250	150	300	100	250

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。
ただし、平成4年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。
ただし、平成5年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。
ただし、平成6年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成7年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成8年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。
ただし、平成9年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。
ただし、平成10年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

第2条の学生定員は平成2年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平成2年		平成3年～平成11年		平成12年	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営学科	225	375	225	450	150	375
経営専攻	75	125	75	150	50	125
情報専攻	150	250	150	300	100	250

附 則

この学則は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。
ただし、平成11年度以前の入学生は従前の学則を適用する。
経営学科経営専攻及び情報専攻は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

また経営学科及び英語科、並びに通信教育部経営学科及び英語科は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該各学科に在学する者が、当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第29条別表の規定については、平成22年度以前入学生にあつては、当該入学時の学則を適用する。

別表 1

通信教育部 国際コミュニケーション学科 教育課程表

	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
授業科目の概要	教養科目					
	哲学	1		2		
	哲学	1		2		
	心理学概論	1		2		
	法学 (日本国憲法)	1		2		
	法学	1		2		
	経済学	1		2		
	経済学	1		2		
	社会学	1		2		
	社会学	1		2		
	人間関係論	1		2		
	人間関係論	1		2		面接
	人生設計論	1		2		面接
	ジェンダー論	1		2		面接
	パーソナルファイナンス概論	1		2		
	数学	1		2		
	統計学	1		2		
	物理学	1		2		
	自然科学概論	1		2		
	生物学	1		2		
	スポーツ演習	1		2		面接
	英語	1		2		
	英語	1		2		面接
	中国語	1		2		
	中国語	1		2		面接
	中国語	2		2		
	ハングル	1		2		
	ハングル	1		2		面接
	フランス語	1		2		
	フランス語	1		2		面接
	日本語	1		2		*留学生対象科目
	日本語	1		2		面接 *留学生対象科目
	日本語	2		2		*留学生対象科目
日本語	2		2		面接 *留学生対象科目	
コンピュータ概論	1		2			
コンピュータ演習	1		2		面接	
コンピュータ演習	1		2		面接	
自立学習論	1		2			
愛知・三河学	2		2		面接	
ボランティア	2		2			
基礎演習	1		2		面接	

1
6
単
位
以
上

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			備考
		必修	選択	自由	
専門科目					
国際系専門基礎科目	国際コミュニケーション概論	1	2		面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接
	異文化コミュニケーション論	1		2	
	比較文化論（欧米と日本）	1		2	
	比較文化論（アジアと日本）	1		2	
	言語学	1		2	
	国際関係論	1		2	
	国際ビジネス概論	1		2	
	国際交流演習（海外研修）	1		2	
言語系専門基礎科目	英会話	1		2	面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接
	英会話	2		2	
	英作文	1		2	
	英作文	2		2	
	英文法	1		2	
	英文法	1		2	
	英書講読	2		2	
	コミュニケーション・イングリッシュ	1		2	
	コミュニケーション・イングリッシュ	2		2	
	英語リスニング	1		2	
	英語の発音とリズム	1		2	
	日本語史	1		2	
	日本語論	1		2	
	日本語論	1		2	
日本語表現法	1		2		
日本語表現法	1		2		
日本語教育法	1		2		
日本語教育法	1		2		
関連専門基礎科目	発達心理学	2		2	面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接 面接
	経営学	1		2	
	マーケティング論	1		2	
	市民生活と法	1		2	
	消費者問題と消費者保護	1		2	
	企業と行政	1		2	
	情報コミュニケーション論	2		2	
	プレゼンテーション	1		2	
	キャリアカウンセリング	2		2	
	ワークショップ	1		2	
	福祉論	1		2	
	食と生活科学	1		2	
	栄養学	1		2	
	食育論	1		2	

20 単位以上
専門科目で 46 単位以上

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			備考
		必修	選択	自由	
国際系専門科目	国際コミュニケーション演習	2		2	面接 面接
	国際コミュニケーション演習	2		2	
	国際コミュニケーション演習	2		2	
	対照言語学	2		2	
	現代アメリカ文化事情	2		2	
	現代中国文化事情	2		2	
	現代日本文化事情	2		2	
	国際法と国際機構	2		2	
	国際経済と国際開発	2		2	
メディア・コミュニケーション論	2		2	面接	
言語系専門科目	英語実践 (TOEIC) 演習	1		2	面接
	英語実践 (TOEIC) 演習	1		2	
	英語学	2		2	
	英米文学	1		2	
	時事英語	1		2	
	ビジネス英語	1		2	
	ビジネス英語	2		2	
	パラグラフ・ライティング	1		2	
	日本文学	1		2	
	日本語教育史	1		2	
関連専門科目	日本語教育事情	1		2	面接
	日本語評価法	2		2	
	日本語教育演習	1		2	
	年少者日本語教育概論	1		2	
	日本語教育文法	1		2	
	日本語教育演習	2		2	
	言語運用論	1		2	
	言語習得論	1		2	
	小学校英語	1		2	
	小学校英語	1		2	
口語英作文	2		2	面接	
通訳ガイド演習	1		2		
トラベルイングリッシュ	1		2		
音声学	1		2		
社会言語学	2		2		
マネジメントゲーム演習	2		2		
人的資源管理	2		2		
財務管理	2		2		
簿記	1		2		
簿記	1		2		
セイフティネット	1		2	面接	
セイフティネット	1		2		
セイフティネット	2		2		
セイフティネット	2		2		
パーソナルファイナンス	1		2		
パーソナルファイナンス	1		2		
パーソナルファイナンス	1		2		
パーソナルファイナンス	1		2		
パーソナルファイナンス	2		2		
パーソナルファイナンス総合演習	2		2		
現代食生活と健康	2		2	面接	
食物アレルギー研究	2		2		
計		2	262	0	
卒業要件 必修 2 単位 単位数 選択 60 単位以上 合計 62 単位以上 (面接授業 15 単位以上を含む。)					

専門科目で 46 単位以上
20 単位以上

別表 2

通信教育部 国際コミュニケーション学科 教育課程表（教育職員免許）

免許法施行規則に定める専門教育科目区分等	授業科目	配当 年次	単位数			備考
			必修	選択	自由	
教職の意義等に関する科目	教 職 論	1	2			面接
教育の基礎理論に関する科目	教 育 原 理	1	2			面接
	教 育 心 理 学	1	2			面接
	教 育 行 政	2	2			
教育課程及び指導法に関する科目	教 育 課 程 論	2	1			
	英 語 科 教 育 法	1	2			面接
	英 語 科 教 育 法	2		1		面接
	道 徳 教 育 指 導 論	2	1			
	特 別 活 動 論	2	1			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教 育 方 法 論	1	1			
	生徒指導論(進路指導を含む)	2	2			
教 育 実 習	教 育 相 談	1	2			
	事 前 ・ 事 後 指 導	2	1			面接
教 職 実 践 演 習	教 育 実 習	2	4			面接
	教 職 実 践 演 習 (中)	2	2			面接

別表 3

正 科 生

入学選考料	10,000 円
入 学 金	20,000 円
授 業 料 (年額)	164,000 円
追加授業料 (通信授業科目 1 単位)	6,000 円
追加授業料 (面接授業科目 1 単位)	9,000 円
教職課程登録料	50,000 円

科 目 等 履 修 生

入学選考料	10,000 円
登 録 料 (年額)	10,000 円
授業料(通信授業科目 1 単位)	6,000 円
授業料(面接授業科目 1 単位)	9,000 円

特 修 生

入学選考料	10,000 円
登 録 料 (年額)	10,000 円
授 業 料 (年額)	108,000 円

正科生、科目等履修生及び特修生の試験料は、授業料に含む。

教育職員免許科目 (特修生は除く)

授業料(通信授業科目 1 単位)	6,000 円
授業料(面接授業科目 1 単位)	11,000 円